

# 養育医療給付を申請される皆様へ

## 1 養育医療給付制度について

出生時体重が 2,000g以下等で、身体の発育が未熟のまま出生し、医師が入院治療を必要と認めた乳児の医療費の一部を公費で負担する制度です。

(注)養育医療の対象者は乳児(1歳未満のお子さん)です。通院は養育医療費の対象外です。

## 2 必要書類について

次のすべての書類を松本市役所こども福祉課へ提出してください。

- ア 養育医療給付申請書(保護者の方が記入してください。)
- イ 養育医療意見書(病院に記入を依頼してください。)
- ウ 個人番号利用に関する同意書
- エ 一部負担金納付に関する同意書兼委任状
- オ お子様の保険証情報が分かるもの  
(資格確認書、マイナポータルの保険証情報画面等)
- カ 申請者の身元の確認できる書類(運転免許証、個人番号カードなど)



### ウの同意書について

本人(医療を受ける方)及び生計を一にする直系血族及び兄弟姉妹の氏名・生年月日・マイナンバーを記入してください。松本市では、同意書に基づき調査確認させていただきます。

### エの同意書兼委任状について

福祉医療給付金を養育医療一部負担金に充当させていただきます。

### カの申請者の身元の確認できる書類について

・個人番号カード、運転免許証、パスポートなどは1点、氏名及び生年月日または住所が確認できるもの2点の提示をお願いします。

## 3 認定された場合の医療費について

認定された場合は、松本市から「養育医療券」をお送りします。

病院で治療を受けたときは、費用徴収額(世帯の所得によって異なります)から福祉医療給付額を差し引かさせていただきますので、実際の自己負担額は0円となります。

(注)保険適用外の費用(おむつ代など)や他の疾患による治療費は養育医療の対象外です。

### 【徴収費用額】



## 4 ご不明の点は、下記までお問い合わせください。

〒390-8620 松本市丸の内3番7号 松本市役所こども福祉課  
電話 0263(33)9855 FAX 0263(36)9119